

議案第40号

多可町水道委員会条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年6月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町水道委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町水道委員会条例（平成17年多可町条例第184号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「婦人会」を「女性」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町水道委員会条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>婦人会</u>の代表</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会の委員の定数は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>女性</u>の代表</p> <p>(3)・(4) (略)</p>